

第2章 消防同意事務

第1節 建築物に対する消防同意

建築物に対し消防機関が最初に関与するのが、建築物に対する「消防同意」である。

法第7条では、建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について特定行政庁若しくは建築主事が許可、認可又は確認を行う場合、また、指定確認検査機関が確認を行う際に、消防長又は消防署長の同意が必要である旨定められている。

これは、建築物の新築、増築等の計画が樹立される段階において、防火の専門的立場である消防機関が、防火上の観点からチェックし、予防行政の推進を図る目的で定められたものである。

消防機関の業務の中で、火災予防は極めて重要な任務であり、とりわけ消防同意は、建築物についての設計の段階から消防機関が防火面について関与することにより、火災に対して、安全な建築物を建築させる仕組みとして、大きな役割を果たすものである。

本来の目的からすると、消防機関が防火の専門家として、建築物についての許可、認可等の行政行為を行うべきであるが、建築基準法上行われる許可、認可等の行政行為と一部競合し、これらによる二重行政等を排除するために、できるだけ合理的、かつ、効率的な運用が期せられるよう、現在の「消防同意制度」が定められている。

第2節 審査上の留意事項

第1 一般的な留意事項

- 1 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、関係法令について審査するものであること。

この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。

- 2 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の覚知、避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について指導すること。
- 3 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるよう行うこと。

- 4 建築物の大規模化、多様化等に伴い、建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- 5 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- 6 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 7 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその主旨を説明し理解を得た上で、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
- 8 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、危険物規制の担当者等との連絡・連携等に配慮すること。
- 9 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。

なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算定されず、消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日を終了日とすること。

また、建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。

※ 発信主義：隔地者に対してする意思表示について、意思表示を発信したとき（書簡をポストに投函したとき）に意思表示の効力を認める主義

<参考>

想定：建基法第6条第1項第1号～第3号に該当する建築物（同意日数7日）

○ 一般的な算定方法

例1) 受領した日が平日の場合

				閉庁日	閉庁日		
火	水	木	金	土	日	月	火
受領日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
	起算日						終了日

※ 土、日、祝日等の閉庁日も期間に含まれる。

例2) 満了日が祝日となる場合

				閉庁日	閉庁日		祝日	
火	水	木	金	土	日	月	火	水
受領日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	起算日							終了日

※ 満了日が祝日（閉庁日）の場合等は、その翌日開庁日が終了日となる。

○ 特例的な算定方法

例3) 受領日の翌日が土曜日（閉庁日）となった場合

	閉庁日	閉庁日						閉庁日	閉庁日	
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
受領日			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
			起算日							終了日

※ 受領日の翌日が土曜日等閉庁日となる場合は、原則として翌開庁日を起算日とする。

例4) 年末年始の場合

	閉庁日						閉庁日	閉庁日	
12/28	12/29~1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11
月	火~日	月	火	水	木	金	土	日	月
受領日	年末年始	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
		起算日							終了日

※ 受領日の翌日が年末年始の閉庁日となる場合は、原則翌開庁日を起算日とする。

- 10 消防同意の審査結果、防火に関する規定に抵触する場合は、原則として不同意とするものであるが、建築主事等が補正又は追加説明書を可能とする範囲に留意し審査を行うこと。

なお、軽微な不備又は不明確な点が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知すること。また、通知した日から補正されるまでの間又は追加説明書が提出されるまでの期間は、消防同意期間から除くことができること。

第2 その他

- 1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)においては、同法第17条第6項に規定に基づき建築主事が適合通知を行い、所管行政庁が認定を行った場合には、建基法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付が行われたものとみなされる。建基法第93条の規定は、建築主事が適合通知する場合に準用される。
- 2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)においては、同法第5条に基づき、建築主事の同意を得て、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画の認定をした時は、建基法第6条第1項の規定による確認又は建基法第18条第3項の規定による通知があったものとみなされる。建基法第93条の規定は、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画の認定をしようとする場合に準用される。
- 3 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(平成9年法律第49号)においては、同法第5条第3項に基づき建築主事が同意を行い所管行政庁が建替計画の認定を行った場合は、建基法第6条第1項の規定による確認又は建基法第18条第3項の規定による通知があったものとみなされる。建基法第93条の規定は、

所管行政庁が建築物の建替計画の認定をしようとする場合に準用される。

- 4 旧建基法第38条を適用した建築物は、平成14年6月1日以降、一部の建築物にあっては不適格建築物となることから、増築、改築、大規模な模様替え、用途変更の審査については、留意すること。

第3節 審査方法

第1 関係法令適用の範囲

1 消防同意及び設備規制事務審査対象法令

- (1) 法第7条及び建基法第93条に定める建築物の防火に関する規定は、第2「防火に関する規定」による。
- (2) 法第4章及び条例に規定する消防用設備等

2 消防同意の審査の範囲

法第7条に基づく消防同意の審査は、次によること。

- (1) 法関係については、すべての規定とすること。
- (2) 建基法関係
建基法関係の防火に関する規制内容及び規制条文は、第2.2「建築基準法上の防火に関する規定」によること。
なお、建基法第6条第4項（準用される場合を含む。）に基づく確認に対する消防同意時の審査事項は、第2.3「消防同意時の建築基準法令等に係る審査事項」によること。
- (3) その他の防火に関する規定は、第2.1(8)に掲げるものとし、消防同意の審査にあたっては、これらを参考とすること。
- (4) 建基法第93条第3項において、建基法第68条の20第1項（第68条の23第2項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が建基法第93条第1項の規定によって消防同意を求められた場合に行う審査について準用するとされることから、型式適合認定に係る一連の規定（建基政令第136条の2の11に定める規定）、建基政令第10条第1項第3号及び同条第1項第4号の規

定が審査・検査省略の対象とされる。規定については、第2.4「消防同意及び使用開始検査において審査・検査の省略対象となる規定と審査・検査の対応」を参照すること。

第2 防火に関する規定

1 防火に関する規定に係る法令

法第7条及び建基法第93条に定める建築物の防火に関する規定には、次の法令等が含まれるものであること。

(1) 法関係

- ア 法
- イ 政令
- ウ 省令
- エ 危政令
- オ 危省令
- カ 条例
- キ 条則
- ク 危条則

(2) 建基法関係

- ア 建基法
- イ 建基政令
- ウ 建基省令
- エ 道建基条例
- オ 道建基細則
- カ 建基細則

(3) 電気事業法関係

- ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- イ 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）

(4) 都市計画法関係

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- イ 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）
- ウ 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）

(5) 都市再開発法関係

- ア 都市再開発法（昭和44年法律第38号）
- イ 都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）

(6) 石油パイプライン事業法関係

- ア 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）
- イ 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和47年運輸省・通商産業省・建設省・自治省令第2号）

(7) 石油コンビナート等災害防止法関係

- ア 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
- イ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年法律第129号）
- ウ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）

(8) その他の防火に関する規定

- ア 事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）
 - （ア）第1種寄宿舍の位置、構造等（第7条、第9条、第10条）
 - （イ）第1種寄宿舍の避難階段の数（第11条）
 - （ウ）第1種寄宿舍における階段通路等の表示、出入口の構造等（第12条、第13条）
 - （エ）第1種寄宿舍における警報設備、消火設備（第13条の2、第14条）
 - （オ）第1種寄宿舍における階段の構造及び廊下の構造（第17条、第18条）
- イ 建設業附属寄宿舍規程（昭和42年労働省令第27号）
 - （ア）位置（第6条）
 - （イ）避難用階段等の数、表示及び出入口等（第8条～第10条）
 - （ウ）警報設備及び消火設備（第11条、第12条）
 - （エ）階段の構造、廊下の幅及び避難施設の照明（第13条～第15条）
- ウ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
 - （ア）化学設備を設ける建築物の構造（第268条）
 - （イ）灰捨場の構造（第292条）
 - （ウ）危険物乾燥設備を有する建築物の構造（第293条）
 - （エ）アセチレン発生器室の位置及び構造（第302条、第303条）
 - （オ）移動式アセチレン溶接装置の格納室の構造（第304条）
 - （カ）カーバイトのかすだめの構造（第307条）
 - （キ）ガス装置室の位置及び構造（第308条、第309条）

- (ク) 危険物等の作業における避難用出入口、直通階段、警報設備等（第 546 条～第 549 条）
- (ケ) 貸与型式建築物における共用の避難用出入口、警報設備等（第 670 条、第 671 条）
- エ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
 - (ア) ボイラー室の区画及び出入口（第 18 条、第 19 条）
 - (イ) ボイラーと可燃物との距離（第 21 条）
- オ 幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）
 - 園舎の階数及び構造（第 8 条）
- カ 児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
 - 保育所の構造、設備等（第 32 条）
- キ 障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
 - 療養介護に係る指定障害者福祉サービスの事業の非常災害対策（第 70 条）
- ク 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
 - 指定障害者支援施設等の非常災害対策（第 44 条）
- ケ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）
 - (ア) 障害福祉サービス事業の非常災害対策（第 8 条、第 50 条、第 55 条、第 61 条、第 70 条、第 85 条、第 88 条）
 - (イ) 自立訓練事業所の構造（第 58 条第 6 項及び第 7 項）
- コ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）
 - 地域活動支援センターの非常災害対策（第 4 条）
- サ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）
 - (ア) 福祉ホームの構造（第 3 条第 2 項及び第 3 項）
 - (イ) 福祉ホームの非常災害対策（第 5 条）
- シ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）
 - (ア) 障害者支援施設の構造（第 4 条第 2 項及び第 3 項）
 - (イ) 障害者支援施設の非常災害対策（第 7 条）
- ス 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）
 - 養護老人ホームの構造、設備等（第 11 条）
- セ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）

- 特別養護老人ホームの構造、設備等（第11条、第35条、第55条、第61条、第65条）
- ソ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例（第23条）
- タ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）
法第23条第1項第1号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準（第13条）
- チ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
計画の認定（第8条第3項第3号、第4号）
- ツ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）
法第8条第3項第4号の主務省令で定める防火上の基準（第6条（第1項第2号を除く。））
- テ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
（ア）病院及び診療所の構造及び設備（第16条）
（イ）助産所の構造及び設備（第17条）
（ウ）診療用放射線照射装置使用室、放射線同位元素使用室並びに同器具及び元素の貯蔵室の構造（第30条の6、第30条の7の2、第30条の9）
- ト 薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）
（ア）放射性医療品を取り扱う薬局及び一般販売業の店舗の構造及び設備（第1条、第2条）
（イ）放射性医薬品の製造所の構造及び設備（第9条）
- ナ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
（ア）厚生省令で定める施設とその施設の基準（第3条、第41条）
（イ）構造設備の基準（第4条）
- ニ 倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）
1類倉庫、2類倉庫、3類倉庫、貯蔵倉庫及び冷蔵倉庫の構造設備等（第3条、第3条の3～第3条の6、第3条の9～第3条の11）
- ヌ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
（ア）定置式製造設備に係る技術上の基準（第6条）
（イ）圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準（第7条）
（ウ）液化天然ガススタンドに係る技術上の基準（第7条の2）
（エ）特定圧縮水素スタンドに係る技術上の基準（第7条の3）
（オ）第二種製造者に係る技術上の基準（第11条、第12条）

- (カ) 貯蔵の方法に係る技術上の基準（第18条）
 - (キ) 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準（第22条）
 - (ク) 容器により貯蔵する場合の技術上の基準（第23条）
 - (ケ) 第二種貯蔵所に係る技術上の基準（第26条）
 - (コ) 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準（第55条）
 - (サ) その他消費に係る技術上の基準（第60条）
- ネ 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）
- (ア) 第一種製造設備に係る技術上の基準（第6条）
 - (イ) 第二種製造設備に係る技術上の基準（第7条）
 - (ウ) 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準（第8条）
 - (エ) 貯蔵の方法に係る技術上の基準（第19条）
 - (オ) 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準（第23条）
 - (カ) 容器により貯蔵する場合の技術上の基準（第24条）
 - (キ) 第二種貯蔵所に係る技術上の基準（第27条）
 - (ク) 販売業者等に係る技術上の基準（第41条）
 - (ケ) 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準（第53条）
 - (コ) その他消費に係る技術上の基準（第58条）
- ノ 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）
- (ア) 貯蔵施設の技術上の基準（第14条）
 - (イ) 供給設備の技術上の基準（第18条）
 - (ウ) バルク供給に係る供給設備の技術上の基準（第19条）
 - (エ) 特定供給設備の技術上の基準（第53条）
 - (オ) バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準（第54条）
- ハ 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）
- (ア) 定置式製造設備に係る技術上の基準（第7条）
 - (イ) 第二種製造者に係る技術上の基準（第12条）
- ヒ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）
- (ア) 製造施設の位置、構造、設備等（第4条）
 - (イ) 火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準
 - (ウ) 火薬庫の位置（第23条）
 - (エ) 地上式1級火薬庫の構造及び設備（第24条）
 - (オ) 地上覆土式1級火薬庫の構造及び設備（第24条の2）
 - (カ) 地中式1級火薬庫の構造及び設備（第25条）
 - (キ) 2級火薬庫の構造及び設備（第26条）
 - (ク) 3級火薬庫の構造及び設備（第27条）
 - (ケ) 水蓄火薬庫の構造及び設備（第27条の2）

- (コ) 実包火薬庫の構造及び設備（第27条の4）
- (サ) 煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の構造及び設備（第28条、第29条）
- フ 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）
避難施設及び防火区画（第10条、第11条）
- ヘ 公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）
その他の措置（第8条）
- ホ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）
庁舎の構造（第7条）
- マ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）
使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の構造（第14条の7～第14条の11）
- ミ 国際観光ホテル整備法施行規則（平成5年運輸省令第3号）
 - (ア) 登録ホテルの避難施設、消火器等（第4条）
 - (イ) 登録旅館の避難施設、消火器等（第17条）

2 建築基準法令上の防火に関する規定

第1. 2. (2)「建基法関係」の規定は次のとおりである。

(1) 集団規定

- ア 防火地域内の建築物（建基法第61条）
- イ 準防火地域内の建築物（建基法第62条、建基政令第136条の2、第136条の2の2）
- ウ 屋根の不燃規制（建基法第63条）
- エ 開口部の防火規制（建基法第64条）
- オ 隣地境界線に接する外壁（建基法第65条）
- カ 屋上に設ける広告塔の不燃規制（建基法第66条）
- キ 総合的設計による一団地の建築物の取扱い（建基法第86条、道建基条例第76条）

(2) 単体規定

- ア 構造関係
 - (ア) 大規模建築物の主要構造部（建基法第21条、建基政令第109条の5、129条の2の3）
 - (イ) 屋根の不燃性能（建基法第22条、建基政令第109条の8）
 - (ウ) 木造建築物等の外壁（建基法第23条、建基政令第109条の7）

- (エ) 木造建築物等である特殊建築物の外壁等（建基法第24条）
 - (オ) 大規模の木造建築物等の外壁等（建基法第25条）
 - (カ) 耐火建築物、準耐火建築物とすべき特殊建築物（建基法第27条、建基政令第115条の3、115条の4）
 - (キ) 地階に設ける居室の構造（建基条例第16条）
 - (ク) 自動車車庫、自動車修理工場の構造（建基条例第32条、33条、34条、35条、36条）
 - (ケ) 長屋の形態及び戸数（建基条例第8条）
- イ 防火区画、防火壁及び界壁関係
- (ア) 大規模木造建築物の防火壁（建基法第26条、建基政令第113条、115条の2）
 - (イ) 面積による区画（建基法第36条、建基政令第112条）
 - (ウ) 異種用途の区画（建基法第36条、建基政令第112条）
 - (エ) 吹抜け等の竪穴区画（建基法第36条、建基政令第112条）
 - (オ) 長屋、共同住宅等の界壁等の構造（建基法第36条、建基政令第114条）
 - (カ) 自動車車庫、自動車修理工場等の区画（建基条例第36条）
- ウ 避難関係
- (ア) 階段の幅員等の規制（建基法第35条、第36条、建基政令第23～27条、124条、建基条例第37条、43条）
 - (イ) 直通階段、避難階段、特別避難階段の設置（建基法第35条、36条、建基政令第120条、121条、122条、123条の2）
 - (ウ) 屋外階段、避難階段、特別避難階段の構造（建基法第35条、第36条、建基政令第121条の2、123条）
 - (エ) 廊下の幅員等（建基政令第119条、建基条例第38条、44条）
 - (オ) 屋外への出口等（建基政令第125条、125条の2、建基条例第7条、15条、22条、42条、45条）
 - (カ) 屋上広場等の規制（建基政令第122条、126条）
 - (キ) 興行場等の客席部の通路（建基条例第44条）
 - (ク) 興行場等の出入口等（建基条例第45条）
 - (ケ) 興行場等の施設の共用（建基条例第48条）
- エ 道路、通路関係
- (ア) 敷地の接道規制（建基法第43条、建基条例第6条、27条、33条、40条）
 - (イ) 敷地内の道路、空地の規制（建基政令第128条、128条の2、建基条例第34条、41条）
 - (ウ) 道路内の建築物の構造等（建基法第44条、建基政令第145条）
 - (エ) 興行場等の敷地と道路の関係（建基条例第40条）

オ 内装規制関係

- (ア) 特殊建築物等の内装規制（建基法第35条の2、建基政令第128条の3の2～128条の5）
- (イ) 長屋の内装（建基条例第10条）
- (ウ) 上階に共同住宅、寄宿舎を設ける建築物の内装（建基条例第26条）

カ 進入口、建築設備関係

- (ア) 非常用進入口及び非常用昇降機の設置及び構造（建基法第34条、35条、建基政令第126条の6、126条の7、129条の13の2、129条の13の3）
- (イ) 排煙設備の設置及び構造（建基法第35条、建基政令第126条の2、126条の3）
- (ウ) 非常用の照明装置等の設置及び構造（建基法第35条、建基政令第126条の4、126条の5）
- (エ) 電気設備及び避雷設備の基準（建基法第32条、33条、建基政令第129条の14、129条の15）
- (オ) 火気使用室等の構造設備（建基法第28条、建基政令第20条の3）
- (カ) 煙突の構造（建基政令第115条、建基条例第17条）
- (キ) 換気設備の構造（建基政令第20条の2、129条の2の6）
- (ク) 給排水等配管設備の設置及び構造（建基政令第129条の2の5）
- (ケ) 冷却塔設備の構造（建基政令第129条の2の7）
- (コ) エレベーター、小荷物専用昇降機のかご及び昇降路、出入口戸の不燃材料等（建基政令第129条の6、129条の7、129条の9、129条の11、129条の13）

キ その他

- (ア) 地下街及び地下建築物に対する防火、避難の規制（建基政令第128条の3）
- (イ) 中央管理室の設置、機能等（建基政令第20条の2、126条の3、129条の13の3）

(3) その他

ア 構造、材料、防火設備関係

- (ア) 耐火性能、準耐火性能、防火性能、不燃性能（建基法第2条、建基政令第107条、107条の2、108条、108条の2）
- (イ) 耐火建築物、準耐火建築物（建基法第2条、建基政令第108条の3、109条の3）
- (ウ) 防火戸その他の防火設備（建基法第2条、64条、建基政令第109条、109条の2、112条）
- (エ) 窓その他の開口部を有しない居室等（建基法第35条、35条の2、35条の3、建基政令第111条、116条の2、128条の3の2）

- (オ) 簡易な構造の建築物の規制（建基法第 84 条の 2、建基政令第 136 条の 9、136 条の 10、136 条の 11）
- イ 建築材料の品質（建基法第 37 条、建基政令第 144 条の 3）
- ウ 耐火性能検証法（建基政令第 108 条の 3）
- エ 避難上の安全の検証（建基政令第 129 条の 2）

3 消防同意時の建築基準法令等に関する審査事項

(1) 適用範囲

第 3-1 表の取扱いについては、法第 7 条の規定に基づき消防長が行う同意のうち、建基法第 6 条第 4 項（同法の他の規定により準用される場合を含む。）の規定により建築主事が確認を行う場合又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定により指定確認検査機関が確認を行う場合において、消防長に求められた消防同意について適用するものであること。

(2) 建基法及び建基政令等

建基法及び建基政令等については、これらの法令の防火に関する規定のうち、第 3-1 表に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。

なお、第 3-1 表中必要に応じて審査を行うこととなっている事項については、次のいずれかに該当する場合に審査を行うこと。

- ア 当該建築物の周囲の状況が木造密集市街地等であり、火災時等において周辺への極めて重大な被害の影響が懸念される場合
- イ 大規模な建築物、複雑な用途又は計画を有する建築物等で、火災時等における当該建築物の安全性の確保が特に重要である場合
- ウ その他特に必要と認められる場合

第3-1表 建基法及び建基政令に係る審査事項

※ 表中の法は建基法、令は建基政令を示す。

審査の要否 ○：審査が必要なもの △：必要に応じて審査を行うもの

－：審査の必要のないもの /：該当事項がないもの

審査事項	参照条文 (主要なもの)	建築物の用途						
		特定防火 対象物	非特定防火対象物		長屋	戸建 住宅		
			右記 以外	共同住宅等				
				中高層	低層			
道路との関係、 敷地内通路	法第35条(令第128条) (敷地内の通路)	令第123条 令第125条	○	○	○	○	－	－
	法第35条(令第128条 の2) (大規模な木造等の建 築物の敷地内における 通路)	令第107条 令第109条 令第109条の2 令第109条の3	○	○	○	○	－	－
	法第43条 (敷地等と道路との関 係)	令第116条の2	○	○	○	○	○	－
	法第44条 (道路内の建築制限)	令第145条	－	－	－	－	－	－
主要構造部の制限	法第21条 (大規模の建築物の主 要構造部)	令第46条 令第107条 令第107条の2 令第109条 令第109条の2 令第109条の3 令第109条の4 令第115条の2 令第115条の2の2 令第129条の2の3	△	△	△	△	△	－
	法第27条 (耐火建築物又は準耐 火建築物としなければ ならない特殊建築物)	令第107条 令第107条の2 令第109条 令第109条の2 令第109条の3 令第115条の2の2 令第115条の4 令第116条	△	△	△	△	/	/
	法第35条の3 (無窓の居室等の主要 構造部)	令第107条 令第108条の2 令第111条	○	○	－	－	－	－
	法第61条 (防火地域内の建築物)	令第107条 令第107条の2 令第109条 令第109条の2 令第109条の3 令第108条 令第108条の2	○	○	○	○	○	○
	法第62条 (準防火地域内の建築 物)	同上 令第136条の2	○	○	○	○	○	○

屋根	法第22条 (屋根)	法第24条の2 令第109条の5	○	○	○	○	○	○
	法第63条 (屋根)	令第136条の2の2	○	○	○	○	○	○
外壁等	法第23条 (外壁)		○	○	○	○	○	○
	法第24条 (木造の特殊建築物の 外壁等)	令第108条	△	△	△	△	△	△
	法第25条 (大規模の木造建築物 の外壁等)	令第108条 令第109条の5	○	○	△	△	△	-
	法第64条 (開口部の防火戸)	令第109条 令第109条の2 令第136条の2の3	○	○	○	○	○	○
	法第65条 (隣地境界線に接する 外壁)	令第107条	○	○	○	○	○	○
防火区画等	法第26条 (防火壁)	令第107条 令第113条 令第115条の2	○	○	○	△	△	-
	法第36条(令第112条) (防火区画(面積区画))	法第21条 法第27条 法第62条 令第107条 令第107条の2 令第108条 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第109条の3 令第115条の2の2 令第115条の3	○	○	○	△	△	-
	法第36条(令第112条) (防火区画(縦穴区画))	令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第109条 令第109条の2	○	○	○	△	-	-
	法第36条(令第112条) (防火区画(異種用途区 画))	法第24条 法第27条 令第107条 令第107条の2 令第108条 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第115条の2の2	○	○	○	△	-	-
	法第36条(令第114条) (建築物の界壁、間仕切 壁及び隔壁)	令第107条 令第107条の2 令第112条	○	○	○	△	△	-

廊下	法第35条(令第119条) (廊下の幅)		○	○	○	△	-	-
階段	法第35条(令第120条) (直通階段の設置)	令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第116条の2	○	○	○	△	-	-
	法第35条(令第121条) (2以上の直通階段を 設ける場合)	令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第123条	○	○	○	△	-	-
	法第35条(令第121条 の2) (屋外階段の構造)	令第107条の2	○	○	○	△	-	-
	法第35条(令第122条) (避難階段の設置)	令第123条 令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第112条 令第126条	○	○	○	△	-	-
	法第35条(令第124条) (物品販売業を営む店 舗における避難階段等 の幅)	令第123条 令第126条	○	/	/	/	/	/
	法第36条(令第23条) (階段及びその踊場の 幅並びに階段のけあげ 及び踏面の寸法)	令第120条 令第121条	○	○	○	△	-	-
	法第36条(令第24条) (踊場の位置及び踏幅)		○	○	-	-	-	-
	法第36条(令第25条) (階段及びその踊場の 手すり)		-	-	-	-	-	-
	法第36条(令第26条) (階段に代わる傾斜路)		-	-	-	-	-	-
出入口	法第35条(令第118条) (客席からの出口の戸)		○	-	/	/	/	/
	法第35条(令第125条) (屋外への出口)	令第120条 令第124条	○	○	-	-	-	-
	法第35条(令第125条 の2) (屋外への出口等の施 錠装置の構造等)	令第123条	○	○	-	-	-	-
屋上広場	法第35条(令第126条) (屋上広場等)	令第122条	○	○	○	-	-	-

内装制限	法第35条の2 (特殊建築物等の内装)	令第128条の3の2 令第128条の4 令第129条	○	○	△	-	-	-
非常用の昇降機	法第34条第2項 (非常用の昇降機)	令第129条の6 令第129条の7 令第129条の13の2 令第129条の13の3	○	○	○	-	-	-
排煙設備	法第35条(令第126条の2) (排煙設備の設置)	令第126条の3 令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第112条 令第115条 令第116条の2 令第129条の2の5	○	○	○	-	-	-
非常用の照明装置	法第35条(令第126条の4) (非常用の照明装置の設置)	令第126条の5 令第116条の2	○	○	○	-	-	-
非常用の進入口	法第35条(令第126条の6) (非常用の進入口の設置)	令第126	○	○	○	○	○	○
地下街	法第35条(令第128条の3) (地下街)	令第23条 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第112条 令第126条の2 令第126条の3 令第126条の4 令第126条の5 令第129条の2の5	○					
簡易的な構造の建築物	法第84条の2 (簡易な構造の建築物に対する制限)	令第136条の9 令第136条の10	○	○				
その他	法第40条 (条例附加)	※ 備考8及び別表3 参照						

〔備考〕

- 1 「特定防火対象物」とは、建築物であって法第17条の2の5第2項第4号に定める防火対象物をいう。
- 2 「非特定防火対象物」とは、建築物であって令別表第1に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外のものをいう。
- 3 「共同住宅等」とは、建築物であって令別表第一(5)項口に掲げる防火対象物をいう。

- 4 「共同住宅等以外」とは、非特定防火対象物のうち、「共同住宅等」以外のものをいう。
- 5 共同住宅等のうち、「中高層」のものとは、地階を除く階数が3を超えるものをいう。
- 6 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が3以下のものをいう。
- 7 「長屋」とは、政令別表第一に掲げる防火対象物のいずれにも属さない長屋をいう。
- 8 関連条文は、審査事項を審査する上で必要な規定のうち、主要なものを示したものであり、道建基条例、建基条例等、表記以外の審査が必要な場合もあるので留意すること。

4 消防同意及び使用開始検査において審査・検査の省略対象となる規定と審査・検査の対応

建基法第93条第3項において、建基法第68条の20第1項（第68条の23第2項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が建基法第93条第1項の規定によって消防同意を求められた場合に行う審査について準用するとされていることから、第3-2表に掲げる型式適合認定に係る一連の規定（建基政令第136条の2の11に定める規定）、建基政令第10条第1項第3号及び同条第1項第4号の規定が審査・検査省略の対象とされる。

第3-2表

消防同意及び使用開始検査において審査・検査の省略対象となる規定一覧表

（建基法第6条の3）

対象となる建築物	審査・検査が省略される規定
型式適合認定を受けた部分を有する建築物	型式適合認定は同一の型式で量産される建築設備や、標準的な仕様書で建設される住宅などの型式について、建築基準法の構造、防火、設備及び一般構造にわたる幅広い規定に適合していることを予め認定するもの。認定に係る一連の規定の審査及び型式に適合しているか否かの審査・検査が省略される。（建基法第68条の10）
型式適合認定を受けた部材等を有する建築物	型式部材等製造者認証は型式適合認定を受けた部材等の製造者について、その部材等を適切な品質管理のもと認定型式どおりに製造できる者であるかどうかを審査し、認証するもの。認定に係る一連の規定の審査・検査が省略されるが、型式に適合しているか否かの審査・検査は行われる。（建基法第68条の11）
建築士の設計した法第6条第1項第4号の建築物	建基政令第10条第3号又は第4号に掲げる規定の審査・検査が省略される。

ただし、型式適合認定を受けた建築物については、型式に適合しているか否かの審査及び検査は必要である。

また、認証型式部材等を有する建築物については、建基省令第10条の5の16各号の定めるところにより、建築士である工事監理者によって設計図書どおりの工事が行われたかを確認すること。